

【裁判の進捗状況と今後の展望】

第一審で、森英明裁判長は規定を合憲と判断し、原告側の訴えを退けた。日本国籍の喪失を強制されない権利を憲法が保障していると解するのは困難と指摘し、複数国籍を可能な限り防止するという観点から、国籍法第11条1項は合理的と言えるとし、6人の請求を棄却した。外国籍をまだ取得していない原告の2人については「法律上の地位に変動が生じていない」として訴えを却下する「門前払い」をした。

原告弁護団は、この判決に対して、①違憲・不当な「亡国判決」、②外国籍取得を「わがまま」とは言わせない、③複数国籍は違憲ではない、との見解を表明。原告側の訴える人権問題としての国籍問題に立ち入ることを回避し、公判でほとんど論破されてきた被告・国側の、国益ばかりを優先し、抽象論に終始した主張をほぼそのまま採用したもので、不当判決だと主張し、控訴した。

つづく、今年2月21日の第二審判決で、国籍第11条1項に関する判断部分は、一審判決同様、人権問題としての国籍問題に踏み込むことなく、一審判決を踏襲するものだった。しかし、一審判決で、原告の内、現在まだ日本国籍を持ちながら、将来外国籍を取得する上での日本国籍保持の保障を求めた2名の扱いについては、東京地裁が訴えそ

のものを取り上げず、門前払いにしたのに対し、東京高裁は、原告には訴える資格があるとの判断を示した。判決直後の報告集会で、原告弁護団は、この高裁判断は画期的なものであると話した。つまり、まだ権利が侵害されていない人でも、訴えを起こす権利があることを裁判所が認めたこととなり、今後、多くの日本国民で外国籍を取得したいと考えている人たちに、裁判を起こす門戸が開かれた画期的な判決だと高く評価している。原告弁護団は、二審判決には「画期的な部分」と「従来どおりの不当な部分」がある点を強調した。

裁判に参加した原告代表・野川さんは、報告集会で「裁判を始めた4年前より関心を持ってきている人が多くなって嬉しい。そして、日本の国の横っ腹に風穴を開けられたらいいと思っていたが、やはり、国籍法は、明治時代に作られ、基本的人権を土台にしていないので、この第11条1項はなくす努力をしないといけない」と語った。

この国籍法11条1項の訴訟が始まってから、多くの憲法学者や国籍問題専門家が、新しい知見や研究を発表し、法理論上も深められてきている。国際的に見ても、オランダ・マーストリヒト大学のデータベースによると、今日、複数国籍を容認している国は全世界の76.9%に達するという。弁護士・元最高裁判所判事・山浦善樹氏は『法の支配』（一般社団法人・日本法律家協会 発行、第205号、2022

年4月）の「巻頭言」で、国籍問題に触れている。現役を引退したとは言え、元最高裁判所判事がかなり踏み込んだ形で、現在の「国籍法」を批判する内容となっていることは大きい意味がある。孫二人が日本国籍を喪失するという「事件」に遭遇し、「国籍法第11条1項」について、「到底あるべき国籍制度」ではないし、「寛容な立場から見直されなければならない」と述べている。この影響は少なからずあるだろう。その山浦氏自身、「最高裁判事も時代が変化していることに決して鈍感でなく、近い将来必ずや、この国籍の問題について、真剣な判断をするに違いない」と語っている。

さらに、国籍を巡る訴訟が本件以外にも提訴され、連動していることも重要な要素となっている。これら一連の動きの中で国民の関心が、約5年を経て高まってきている中で最高裁の審理が行われることは重要である。

最高裁判判には、これらの新しい議論や研究が証拠として提出され、憲法理念の上に、本格的な議論が展開されることを期待したい。

国籍はく奪違憲訴訟支援ネットワーク

<http://yumejitsu.net/>

Twitter <https://twitter.com/kokusekitaro>

原告弁護団事務局 仲 晃生 弁護士との一問一答

Q1:本訴訟「国籍はく奪条項違憲訴訟」の意義について、改めてご紹介ください。

A1:連舫議員の騒動の影響で複数国籍について議論することがタブーようになっていた日本国内の空気を一変させました。在外邦人が直面させられている苦難を日本国内に伝える機会も生まれました。新たに3つの訴訟も始まりました。国籍法や国籍を保持する権利などについての研究を大きく発展させました。社会的にも学問的にも非常に大きな意義がある訴訟です。

Q2:第一審、第二審を通じて、到達点と問題点を簡潔にまとめてください。

A2:これから外国籍を取得したいと望んでいる原告2名は、第一審では門前払いされました。国籍を取得できるかどうかはその国の裁量で決まるから外国籍取得が確実ではない。だから原告適格がない、という理由でした。しかし第二審は、2名は外国籍を取得できる可能性が高いうえ日本国籍を失うことで受ける損害は回復が困難であるとして、2名の原告適格を認めました。大きな前進です。第二

審の問題点は、日本国籍喪失の重大性を、原告適格を論じるどころでは認めただに、国籍法11条1項の違憲性を検討する際には無視したことです。

Q3:「国籍はく奪条項違憲訴訟」がいよいよ最高裁判所で争われることになりましたが、最高裁で争われることの重み、意義について、紹介してください。

A3:これまで判例がなく学説の蓄積も少なかった日本国籍の喪失・剥奪という問題について、最高裁が初めての判断を示します。現在争われている他の3つの訴訟にも大きく影響するでしょうし、国籍法の改正に向けた国会の動きにも影響します。

Q4:最高裁での訴訟の展望について、簡単に語ってください。

A4:在外投票ができないことが違憲かどうかが争われた訴訟で、第一審と第二審は憲法違反はないとしたのに、最高裁は、主権者としての権利である選挙権の行使は原則として制限できないという極めて厳しい審査基準を用いて、憲法違反だとしてしました。主権者としての地位そのものである日本国籍を喪失させることは、選挙権の制限よりもさらに

厳しく制限されると考えるのが自然です。判決がとても楽しみです。

Q5:このテーマをもっと知っていく上での参考文献や資料などを教えてください。

A5:今年3月以降に出版された最近の資料です。高佐教授の論説はウェブサイトで読めます。

近藤敦「世界人権宣言15条2項と恣意的な国籍剥奪禁止」(『国際人権法と憲法——多文化共生時代の人権論』所収)

菅原真「『国籍唯一の原則』の再検討——MACIM IDEの調査結果にみる重国籍容認国の国際的拡大——」(『世界諸地域における社会的課題と制度改革: 南山大学地域研究センター共同研究シリーズ14』所収)

松本和彦「外国籍の志望取得をめぐる事例分析」[判例解説編]——国籍法11条1項違憲訴訟」(『法学セミナー』2023年6月号所収)

高佐智美「(オピニオン)時代の変化に取り残された国籍法11条1項」(法学館憲法研究所ウェブサイト内「オピニオン」で読める)

スイス日本語教師の会
2023年秋の日本語教育セミナーのお知らせ

スイス日本語教師の会主催の「秋の日本語教育セミナー」を下記のとおり開催いたします。会員以外の方でも日本語教育に関心のある方はどなたでもご参加いただけます。

テーマ:「教科書を教える?」「教科書で教える?」
— 授業力 ブラッシュアップトレーニング —

日時: 2023年9月3日(日) 10:00~17:00

会場: 在スイス日本国大使館 多目的ホール

Engenstrasse 53, 3012 Bern

講師: 国際交流基金ケルン日本文化会館

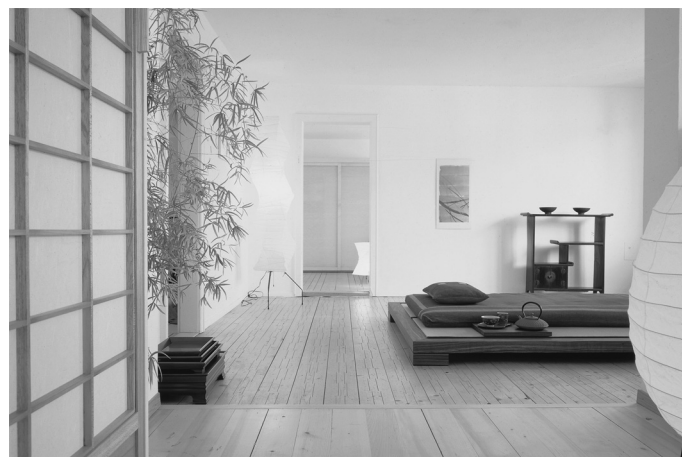
日本語教育アドバイザー 東 健太郎先生

・当日の日程や申し込み方法など、詳細は7月23日よりスイス日本語教師の会ウェブサイト上でお知らせいたします。

スイス日本語教師の会ホームページ www.kyoshi-kai.ch/

・当セミナーについてのお問い合わせは、上記ウェブサイトの

【Contact/お問い合わせ】よりお願いいたします。



Dienstag - Freitag 12.00 - 18.00
Samstag 10.00 - 16.00

Ausstellungsstrasse 30
8005 Zürich
www.sato.ch

sato

SLOW LIVING